

令和7年第6回農業委員会議事録

令和7年6月25日

長瀬町農業委員会

令和7年第6回農業委員会議事録

開催通知年月日 令和7年6月25日
開催年月日 令和7年6月25日
開催場所 長瀬町役場4階 全員協議会室
開会時刻宣告者 13時30分 事務局長 常木 真人
閉会時刻宣告者 14時42分 事務局長 常木 真人
会長 宮澤 史明 会長職務代理 齊藤喜久夫

○出席委員

農業委員

席次	氏名	席次	氏名
1	常木 三郎	11	野原 重信
2	林 春政	12	島田 暁
3	武井 哲夫	13	宮澤 史明
4	朽原 仁		
5	野原 隆男		農地利用最適化推進委員
6	鈴木 智子		第1区域 堀口 栄一
8	山口 俊司		第2区域 坂上 健司
9	齊藤喜久夫		第3区域 須賀 勤
10	松本 高正		第4区域 野口 稔

○欠席委員

7 井上ゆかり

議事参与者 事務局長 常木 真人 事務局 大谷 大河
事務局 小川 竜太

会議件名

- (1) 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請4件について
- (2) 議案第2号 令和7年田畑売買価格について
- (3) その他

・次回委員会開催日程について

◎開 会

○事務局長 本日は、お忙しい中ご参集いただきまして誠にありがとうございます。

ただいまより令和7年第6回農業委員会総会を開会いたします。

(午後1時30分)

◎会長挨拶

○事務局長 それでは、初めに宮澤会長よりご挨拶をお願いいたします。よろしくお願ひします。

○会長 皆さん、こんにちは。

天候が不安定ですけれども、体調管理に気をつけていただきたいなというふうに思います。

まず最初に、長瀬幼稚園の農業体験圃場、6月5日のサツマイモの定植と6月19日のジャガイモ掘りに協力いただきました農業委員の皆様には厚く御礼申し上げます。ありがとうございました。

次に、会議を2つ報告させていただきます。

1つは、6月2日に秩父郡市の鳥獣害対策協議会があつて出席してきました。これは首長さんと農業委員会長さん、県の関係機関で構成しているもので、主に農林振興センターの調査研究活動に充てているものです。事業費としては、昨年が600万円で今年が435万円ということで、それなりに猿とかアライグマとか、いろいろな対策のために使っている会でございます。その事業計画について議論したわけでございます。

もう一つは、秩父郡市の農業委員会協議会、これにつきましては、横瀬町さんが今当番で会長をやられておつて進めているところですが、今年度の活動計画について議論してまいりました。また、研修会等を開催されると思いますので、出席のほうをよろしくお願ひいたします。

それから、秩父市からの提案があつて、女性部の活動につきまして今年から本格化するようですので、鈴木さんと井上さんについては都合のつく範囲でご協力いただければというふうに思います。

次に、ちょっと皆さんに注意をしていただこうかなと思つて、先ほど課長に調べてもらったんですが、農業委員の政治活動と選挙運動についてということでもちょっと調べてもらいました。ご存じのとおり、地方公務員は地方公務員法の中で政治活動が制限されております。ただし、制限があるのは一般職の公務員であつて、非常勤の特別職地方公務員の農業委員に

については政治活動の制限はありませんが、公職選挙法上では全ての公務員に選挙運動が禁止されております。ということは、我々もそれに引っかかりますので、特に許認可などの職務権限を利用して選挙運動をするような紛らわしい行動とか発言は注意していただきたいというふうに思います。手っ取り早く言うと、我々は政治活動の制限はないものの、地位を利用した選挙運動は禁止されているということですから、注意していただければというふうに思います。

それでは、本日の議事、よろしくお願いいたします。

○事務局長 ありがとうございました。

それでは、早速議題に入らせていただきます。

◎議長選出

○事務局長 会議規則第4条の規定により、会長に議長をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

◎開議の宣告

○議長 それでは、議長を務めさせていただきますので、議事の進行にご協力をお願いいたします。

ただいまの出席農業委員ですが、12名です。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

なお、本日の会議に欠席の届出が井上委員よりありましたので、報告させていただきます。

◎議事録署名人の指名

○議長 次に、議事録署名人の指名を行います。

11番、野原重信委員、12番、島田暁委員を指名したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議ないものと認めます。よって、議事録署名人に11番、野原重信委員、12番、島田暁委員を指名いたします。

◎諸般の報告

○議長 ここで諸般の報告をいたします。

先ほど申し上げた郡市の農業委員会の協議会、それから鳥獣害対策の協議会等に参加してまいりました。両方の会議とも、事務局長の課長と一緒に参加しました。

以上で諸般の報告を終わります。

◎議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請4件について

○議長 それでは、議題に入りたいと思います。

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請4件についてを議題とします。

農地法第5条、番号1、———氏所有の農地を———氏が自己用住宅へ転用するための許可申請について審議いたします。

事務局の説明を元めます。

○事務局 それでは、議案第1号、農地法第5条、番号1についてご説明いたします。

譲受人の住所、氏名、———、———さん、譲渡人が———、名前が———さん。

次に、申請土地の表示ですが、こちらが———、地目が畑、面積が37平米の1筆です。転用の目的は自己用住宅の拡張です。権利の内容は、贈与による所有移転となります。

下に案内図、公図がありますので、確認をお願いします。場所は岩田区内で、森永乳業さんの販売所の西側約20メートルから15メートルほどの場所となっております。

申出の事由については、今、———さんのほうが売買で購入された———の土地と家屋ですね、今年売買で手に入れたんですが、それに当たって、北側のこの———が畑であったということで、ただ、こちらの土地自体は、昭和40年代から既に敷地の一部として使用されていたということが分かったため、今回こちらの土地に関しては贈与という形で譲り受けたことによって今回申請に至った次第であります。こちらに関しては、申請と併せて始末書の添付もごさいます。

次に、資金計画のほうですが、先ほどもお話ししたように、贈与のためゼロ円となっております。

農地の状況については、農地区分が中山間地域にある農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地として、第2種農地と判断されます。

次は、自然公園の第3種特別地域内で、ちょうど岩田34号線に接している農地となります。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、農業委員の説明をお願いします。

9番、齊藤喜久夫委員の説明をお願いします。

○9番齊藤喜久夫委員 6月17日に事務局と推進委員の3人で現地を確認させていただきました。説明にあったとおり、当初の建築、昭和47年5月ぐらいに家が建ったみたいなんですけれども、その当時から、意図的なのか間違っただけなのかは分かりませんが、畑も一緒に入っちゃったということですので、今さら畑に戻すことはちょっと無理だと思いますので、やむを得ないのかなと思います。

以上です。

○議長 齊藤喜久夫委員の説明が終わりました。

続きまして、担当推進委員、野口稔委員の説明をお願いします。

○野口 稔委員 6月17日の火曜日に、事務局の大谷さんと農業委員の齊藤さんで現地確認を行いました。先ほど農業委員の齊藤さんのほうから説明あったとおり、自分も仕方ないんじゃないかなということが考えられます。所有権の移転については、障りないものと思われま
す。ご審議のほどよろしくをお願いします。

○議長 野口稔委員の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。

よろしいですかね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長 質疑がございませんので、以上をもちまして質疑を終結いたします。

これより本件に対する採決を行います。

本件は、許可相当の意見を付して県知事宛て進達したいと思いますが、これにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○議長 ありがとうございます。

全員の挙手がございましたので、ご異議ないものと認めます。

よって、本件は許可相当の意見を付して県知事宛て進達することに決定いたしました。

続きまして、農地法第5条、番号2、———氏所有農地を———氏が自己用住宅へ転用するための許可申請について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 それでは、議案第1号、農地法第5条、番号2についてご説明します。

譲受人が、住所、————、肩書き、————の————さん、次に、譲渡人、こちらが————、————さん。

申請土地の表示が、————、地目は畑で、314平米の1筆となります。転用の目的は自己用住宅となります。権利内容としては賃借の設定となり、下に案内図と公図のほうがありますので、場所の確認をお願いします。

場所は、長瀬町の第一小学校の北側ですね、譲渡人の——さんのお家と、この小学校の間に挟まれた農地となっております。

申出の事由に対しては、譲渡人の——さんの長男である——さんですね、今表示の住所のアパートで賃貸で暮らしていたんですが、今回お子さんが生まれてちょっと手狭になったということで、今回、長男さんであるということもあって、今後のことを考えて、こちらのお父さんのお家のすぐそばの畑の中で新しいお家を建てて、ここに家族で住もうという形で今回の申請に至ったところであります。あと、住居の表示としてはまだ——ということなんですが、体はもうこちらの長瀬の——さんのお家に今いらっしゃるようです。

次に、資金計画のほうで、建築費が————円で、その他の費用として————円で、融資資金となります。

農地の状況についてはその他の区域となり、農地の区分も中山間地域等にある農業公共施設投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地として、第2種農地と判断されます。

次に、自然公園はこちらも第3種特別地域内にあり、町道の幹線24号線に接している農地に当たります。

以上で説明は終わります。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、農業委員の説明をお願いします。

8番、山口俊司委員の説明をお願いします。

○8番山口俊司委員 8番、山口です。

6月17日に、事務局の大谷さん、推進委員の堀口さんと私と当事者の————さんの4名で、現地のほうで打合せというか、視察しました。

場所は第一小学校の体育館がありまして、そのすぐ裏なんですね。それで、畑の一部を314平米使って息子の家を造るということで、周りに別にないので、これは大丈夫だと思

ますので、審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

○議長 山口俊司委員の説明が終わりました。

続きまして、担当推進委員の堀口栄一委員にご説明をお願いします。

○堀口栄一委員 堀口です。

6月17日、農業委員の山口さん、事務局の大谷さん、地主の——さんと現地確認を行いました。

申請値は——を分筆したというところで、境界を4か所というか、 に境界にコンクリートのくいがもう打たれておりまして、そこを確認してまいりました。

この畑は町道24号線に接しておりまして、元は桑畑であったということなんですけれども、現在は畑地となっております。よく除草もされておりまして、管理もよくされておりまして、住宅にするには日当たりもよくて、特に指摘するようなどころは見当たりませんでした。

以上です。ご審議のほどお願いいたします。

○議長 堀口委員の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。

これは農地の真ん中を分筆しちゃったんだ。

○事務局 そうですね。

○須賀 勤委員 もう1点だけ。多分ここの家、譲渡人の——さんが火事になった住宅を持っている。一宅地持っていますよね。その辺との転用とか何かの関係は。桑畑を買って農地をする上で、宅地、向こう……

○事務局 そうですね、当初の計画から、あのお家は残して、ここに新しいお家をとということで、たしか除外の申請のほうをしていた段階だったので、今回のあれは本当に、もともと壊す予定でなかったところがなくなっちゃったというところで。

○須賀 勤委員 確かにね。確かに宅地があって、ああいった宅地になって、わざわざ農地を宅地にすると、ちょっともったいないという気はしないでもないんだけど。

○事務局 あの中の一応農機具とかを結構入れていたようで、全部燃えちゃったらしいですけども。

○議長 まあ親子のことなんでね。

○須賀 勤委員 この辺からは何か申請が出たよな。

○事務局 何か去年の11月に、これが青地だったので除外ので出たんですよ。去年の5月か。

それで、進める予定だったんですけれども、火事とかで少し当初よりプランが狂って申請が遅れてしまったと。

○須賀 勤委員 何かもったいないなど。

○事務局 なかなか解体のほうのお話が進んでいない……

○須賀 勤委員 向こうは税金が上がるだけで、こっちは。

○事務局 須賀さんおっしゃるように、もしかして火事が早めに起きちゃっていたら、そっちという考えはあったのかもしれない、場合によっては。

○須賀 勤委員 遅れた分でまた上がってきたから、あれという。町としたら税金が来るからいいというのは。

○事務局 そういう形にはなります。

○議長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 それでは、質疑がございませんので、以上をもちまして質疑を終結いたします。

これより本件に対する採決を行います。

本件は、許可相当の意見を付して県知事宛て進達したいと思いますが、これにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○議長 ありがとうございます。

全員の挙手があったので、ご異議ないものと認めます。

よって、本件は許可相当の意見を付して県知事宛て進達することに決定いたしました。

続きまして、農地法第5条、番号3、——氏所有の農地を——氏が自己用住宅へ転用するための許可申請について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 それでは、議案第1号、農地法第5条、番号3についてご説明します。

番号3、譲受人が——、——さん。譲渡人が同住所ですね、お父さんの——さん。

次に、申請土地の表示ですが、所在地が——、地目が畑、面積が402平米の1筆です。転用の目的は、こちらも自己用住宅となります。権利の内容は、賃借の設定となります。

下に案内図、公図がありますので、場所の確認をお願いします。こちらの場所は、小坂区

内のカミタルクの工場の北にある場所です。

今回、申出の事由が、こちらも——さんの事例と同様ですね。現在、——さんはご両親とご実家に暮らしているんですが、今回、新しいお家をこちらの町内に建てて独立したいという形で今計画していたところ、ご両親が目の中の畑、こちらのほうが空いているということで、今回申請のほうに至りました。

計画の内容については、裏面の図面のとおり、これも——さんと同様平家の住宅ですね。資金計画については、建築費が——円で、融資資金となります。

農地の状況については、その他区域となっております。区分については、こちらも中山間地域等にある農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地として、第2種農地と判断されます。

自然公園については、普通地域内にあり、町道幹線31号線に接している農地となります。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、農業委員の説明をお願いします。

10番、松本高正委員の説明をお願いします。

○10番松本高正委員 お世話になります。10番、松本です。

先日、6月23日月曜日、1時半から、事務局の大谷さん、それから推進委員の須賀さん、3名にて現地確認をさせていただきました。

もともと畑でありまして、現在も畑で夏の野菜とかは作られておるんですが、農地法の法令に違反するような条件ではないと思われまので、ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長 松本高正委員の説明が終わりました。

続きまして、担当推進委員の須賀勤委員の説明をお願いします。

○須賀 勤委員 今説明がありましたように、私も行ってまいりました。

それで、ここの場所については、現在、耕作されたり、自家栽培の無人販売をやっているところであります。持ち主の——さんのやっているぐらいの畑をやっているんですけども、約20アール以上かな、まだこのほかにありますので、農業をやる部分には問題ないし、次男さんということですので、敷地以外の転用もやむを得ないと思っております。

以上です。よろしくお願ひ思ひます。

○議長 須賀勤委員の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。

ここはかなり傾斜なのか。

○須賀 勤委員 いえ、農地自体としては平らになっています。ほぼ平らです。

○議長 じゃ、申請地と書いてあるところへ上っていくところの道路が斜めになっていて、地所のほうは平ら。

○須賀 勤委員 平らです。

○事務局 裏面の配置図のほうですね、一応進入路のほうは、左上の角の部分ですね。文字がちょっと化けちゃっているんですけども、ここを出入口として、縁石の部分を少し切り出すのと、あと北側にガードレールがあるんですが、そこを一部切り出すということで、こちら話がついているということです。ただ、もうちょっと入りやすいように加工はするそうです。

○須賀 勤委員 入るところの宅地を斜めに自分ちのほうへ、地所、土を上げるようだと思うんですけども、斜面のところのほうでいくと、こういう農地が下がっているようになる。出入りするためには宅地側をあけるということなんです。

○議長 入っていくからその下も切れなかったのか、そういうのもあるか。

○事務局 ちょうど入り口の部分が、道路が。

○須賀 勤委員 やっぱり入る幅が難しい。

3メートルぐらいには広げたいんでしょうけれども、現状2メートルぐらい。トラクター等は入っているんだということです。

○10番松本高正委員 大谷君、この図面のコピーで、駐車場スペースが左側が切れているんだよね。印刷漏れでしょう、これ。

○事務局 恐らく……

○10番松本高正委員 これ2か所ある、出入口が2か所あるから。

○事務局 何かを上……

○10番松本高正委員 違うよね。

○事務局 付箋か何かを。

○須賀 勤委員 付箋か。

○事務局 こうやって見ると何か進入路っぽいですよ。

○須賀 勤委員 多分付箋か何かで紙が重なっちゃったのか、コピーの台に。

○事務局 そうですね、多分当たっちゃったかと。

○9番齊藤喜久夫委員 現状的にはないでしょう。

○事務局 すみません、ミスコピーで。ちゃんと縁石で。

○10番松本高正委員 崖のつながりだよな。

○事務局 そうですね。ただ、白く潰れているところから1.5メートルぐらいなので。すみません、失礼しました。

○須賀 勤委員 出入りは左上から。

○事務局 そうですね、そこしか入る場所がないので。

○議長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 それでは、質疑はございませんので、以上をもちまして質疑を終結いたします。

これより本件に対する採決を行います。

本件は、許可相当の意見を付して県知事宛て進達したいと思いますが、これにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○議長 ありがとうございます。

全員の挙手がございましたので、ご異議ないものと認めます。

よって、本件は許可相当の意見を付して県知事宛て進達することに決定いたしました。

次に、農地法第5条、番号4、——氏所有農地を——が蓄電池施設へ転用するための許可申請について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 それでは、議案第1号、農地法第5条、番号4についてご説明します。

こちら、譲受人が——、——の——、譲渡人が——、——さん。

申請土地の表示ですが、こちらは——及び——の2筆、合計1,085平米の畑となります。転用の目的が蓄電池の施設となります。権利の内容は、売買による所有権移転となります。

下に案内図、公図がありますので、確認をお願いします。場所は中野上区の竹ノ内内、豊島製作所の裏側ですね、豊島と線路の間の畑ですね。

こちらの申請事由については、今回、太陽光発電の普及に伴う余剰電力の蓄電を目的とし

て今回候補地を探していたところ、国道や県道に接していて重機の搬入もしやすく、電線などの整備が整っている場所として今回の候補地を知り、申請に至った次第であります。

計画の内容については、裏面に今回の配置図と、あとは立面図と、建てる蓄電池の写真がございますので、確認をお願いします。

こちらの資金計画については、土地購入費が————円、建築費が————円、その他費用として————円で、自己資金となります。

農地の状況についてはその他地域で、区分が300メートル以内に役場等が存在する農地として、第3種農地と判断されます。

自然公園については普通地域内であり、県道前橋長瀬線に設置している農地となります。以上で説明を終わります。

○事務局 事務局の説明が終わりました。

次に、農業委員の説明をお願いします。

1番、常木三郎委員の説明をお願いします。

○1番常木三郎委員 常木です。

23日に、事務局の大谷さんと推進委員の坂上さんと現地を見てまいりました。現地は、中野上交差点の豊島製作所の東側、真隣の辺りです。場所は、一さんが————の経営していた一さんで、畑自体はまるっきりしていませんでした。それで、畑は貸していたんですけれども、借主が亡くなって、何年か婿さんがやっていたんですけれども、自宅近辺にも畑があるので、そこまで手が回らないということで、手放すみたいな感じです。近くに民家もないので、何をやっても問題はないところではあると思いますので、審議のほうをよろしくをお願いします。

○議長 常木三郎委員の説明が終わりました。

続きまして、担当推進委員の坂上健司委員の説明をお願いします。

○坂上健司委員 お世話になります。

先ほど常木さんが申しあげましたように、2日前に常木さん、事務局、私と3人で立ち会ってまいりました。本場所は、前回もそうだったんですけれども、今回も草っぱらで、畑という畑ではないような気がしますけれども、常木さんが申しあげましたように、何年か前までは借地で何か野菜を作っていたようなこともありました。一さんそのものも、自分の自宅のそばに自分のところの野菜の分ぐらいの畑は持っているものですから、年もいってそんなに余分なことはできないということなんで、もし使い道があればということで、今回手放す

ような形でございます。

場所柄、土地もあれなんですけれども、道路も近いし機械も入りやすいようなんで、本当は素直に言えばもったいないような土地でございますけれども、私の土地ではございませんので、強いことは申し上げられません。本当にそれだけは言えます。今後、本人が手放して、蓄電池、そちらのほうの関係で前に行けばいいなと思います。本人が—————のオーナーもやっていたので、そういうところは先見の明ではございませんけれども、先を見ていこうということですので、個人的なことは申し上げられませんので、ひとつよろしくお願い申し上げます。

○議長 坂上健司委員の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。

9番。

○9番齊藤喜久夫委員 すみません、さっき説明で自己資金と言ったと思うんですけれども、ここに融資資金と書いてありますよね。

○事務局 失礼しました。そちらは訂正でして、融資資金ではなく、こちらは自己資金となります。

○9番齊藤喜久夫委員 自己資金ね。

○事務局 すみません。

○9番齊藤喜久夫委員 それと、2つ目の質問として、建築費が———ですよ、———。

このスマート蓄電システムというのは、図面を見ると5基並んでいますけれども、1個———ということ。

○事務局 およそ、そうですね、———。

○9番齊藤喜久夫委員 そんなにするものなんですね。

○事務局 私も今回初めて見たんですけれども、こんなにするのかというところで。

○議長 フジマートの前と同じ。

○事務局 同じです。今、国の経済産業省のほうがすごく推し進めている事業みたいなんで、国から大きな補助金とかがある関係もあるとは思いますが。それで……

○9番齊藤喜久夫委員 ———で半分出るとか、そういう話かい。

○事務局 もっと出るのかなと。

○9番齊藤喜久夫委員 ああ、もっと出るの。

○事務局 これだけのことなので。ほかのトレンドで、今までよく道で出る普通の太陽光があ

って、その次に柱がある営農型太陽光。

○9番齊藤喜久夫委員 ああ、営農型、下で百姓ができるやつね。

○事務局 そうですね。それで、その後で今、このトレンドになっているようで、問合せが私が事務局をやっていた頃にもすごく来ていまして、実際に今1件動いている、除外で今動いているんですけども、フジマートの前の土地のほうも、もともとほかの用途で話が進んでいたみたいなんですけれども、この太陽光、蓄電池の業者のほうがとてもいいお金で話を振ってくるそうで、地権者のほうもそっちになびく傾向があると。それで、かつ……

○9番齊藤喜久夫委員 基本的なことが分からないんですけども、蓄電池というのは、どこかで発電したやつをためておくだね。

○事務局 そうです、送電線のを引っ張って。

○9番齊藤喜久夫委員 いわゆるソーラーの電気をためておく場所ということ。

○議長 そうでなくて、送電の流れている電気。

○9番齊藤喜久夫委員 あ、送電の電気をためておいて、何かあったときという話か。

○事務局 そういうことです。安い時間を買ってためておくという感じです。

○9番齊藤喜久夫委員 ああ、そういう話ね。時間差で。分かりました。

それともう1点、変な話なんだけれども、鉄道が隣に走っているじゃないですか、秩父鉄道が。関係ないかね、こういう電気関係は。

○事務局 ああ……

○1番常木三郎委員 まあちょっと離れるから。

○9番齊藤喜久夫委員 多少離れているけれども……

○1番常木三郎委員 道を造るんですよ。裏の畑に入れなくなるという。

○9番齊藤喜久夫委員 黄色いところが搬入路になっているけれども、何かすごく影響が出そうな感じがしないでもないんで、素人考えでね。

○事務局 あと、この進入路のところに一応防音壁は設置するそうなので。

○9番齊藤喜久夫委員 ああ、何か防音壁がこの説明資料の中に入っていたから、それがそうなんだ。

○事務局 丸々全面というわけもないんですけども、そうですね、こちらの。

○9番齊藤喜久夫委員 分かりました。

○事務局 実際どんな音がするかというのも想像ができないところがあるんですよ。

○野口 稔委員 これは住民説明とか、その逆の豊島製作所さんとか、何かそういうのは影響

はないのか。

○事務局 太陽光のガイドラインには当たらなかったもので、おそらくそちらの説明は……

○9番齊藤喜久夫委員 説明事由がないということか。

○事務局 住宅がないところなので。

○事務局 あとは、奥の、南側に————さんという方が、この配置図の一番下ですね、————さんという方が畑、実際に恐らく耕作はされていないと思うんですけども、そちらの方の進入路として今回このオレンジ色の部分ですね、確保したということで、そちらについてはタカダさんにご説明のほうは会社さんのほうはされているそうです。

○野口 稔委員 あと、コメリのところにもこのようなものができるというのは、これと同じものなんですか。

○事務局 物は一緒です。業者が異なりますけれども、物自体は同じようなものが建つという計画で聞いています。

○野口 稔委員 えらいいっぱいできるけれども、大丈夫ですか。危ないような。変電所みたいな感じで、雷だとか。

○事務局 中でもそういう話は出ているにはいるんですけども。

○10番松本高正委員 固定資産税は発生するのかね。

○事務局 もちろんします。今回の場合だと、家屋ではないので、どちらかという償却資産のほうですかね。——円分の償却資産なので、相当の額には。

○9番齊藤喜久夫委員 どのくらいかね。だいたいとか。

○事務局 正確な額は、また蓄電池というのが私も受けたことがなかったので、そうですね、ちょっと想像はなかなか難しいです。

○9番齊藤喜久夫委員 知らない世界だからさ、興味があるんだよ。

○事務局 —————になる可能性もあると思うんですけども、元が——なので。

○事務局 秩父地域で大変問合せが多いみたいなんですよ、農林振興センターのほうにも確認したところ。なので、そのうち走っていると増えてくるかもしれないです。

○9番齊藤喜久夫委員 何で秩父地域なんだろうね。

○議長 土地が安いから。

○事務局 そういうことです。

○9番齊藤喜久夫委員 それだけか。

○事務局 恐らく。土地も安く、手放したいという需給がマッチするんですよ。

- 9番齊藤喜久夫委員 ああ、需給バランスね。
- 事務局 はい、手放したい方が。
- 9番齊藤喜久夫委員 農家を辞めた人ばかりだもんな。
- 事務局 そういうことです。
- 須賀 勤委員 これを今、送電線という書き方をしておりますけれども、前に電気屋にいたもんだから、送電線というと6万ボルト、鉄塔扱いになる。送電線は電線を張るんですけれども。2ヶ所というところ、送電線、配電線という6キロの配電設備なんです。鉄塔関係だと、あとちょっと結構鉄塔線を張らないと、鉄塔にしないとなんで、2ワットアワーなんで、ちょっとどっちかなと。普通、今50キロワットアワーぐらいかな、太陽光で一般の家が使っているのが。なので、送電線と書いていると、鉄塔というと、鉄塔を建てなくちゃという。
- 10番松本高正委員 その辺はプロの話だな、そういう話になると。
だけれども、そういうところがまさか説明とか何かなったでしょう。ここで説明はないけれども。
- 須賀 勤委員 鉄塔も何もないから6キロでいいんだと思うんだけど、どうなのかなと思って。だって、線下とか何か、鉄塔になると線下補償とか何かしなきゃいけない。それができないから今やって、いろいろ動いて、急遽こっちやったほうが。
- 事務局 添付資料の中で、発電量調整供給契約ということで、東電さんと契約のほうをされております。
- 議長 そういうのは分かっているんだけど。東電と契約がなければね。だから鉄塔は。
あと、———自体の会社を、どういう会社かというのがまだ情報不足なもので、あと責任者ともまだ会ってないんだよね。
- 事務局 依頼された行政書士さんとはお話ししておるところですね。確かに会社の方とというところ。
- 事務局 ———は、私が事務局をやっていたときに一度話したことはあるんですけども、確かにすごく資金に余裕のあるような会社で、営業の方もそういった形で、社としてもすごく進めている事業みたいなので、法人として設立されたのが平成21年、今の所在が———の———というのも自社ビルですよ。ここに本拠地があるということです。事業として。
- 議長 いずれにしても、初めて使う施設なので、情報がちょっと、ほかの事例とかもよく聞いていただいて。まあ間違いはないと思うけれども。

○事務局 会社の体力自体はありそうです、大分。

○議長 先ほど言った須賀さんの質問なんかも含めて、やはりここではどうしようもないところがある話だと思うんだよね。

○須賀 勤委員 国が認可取っているんだらうから、はっきり言って……

○議長 そうそう。間違いはないと思うけれども、あと東電との契約とかね、その辺は大丈夫なんでしょう。じゃ、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長 ほかに質疑はございませんので、以上をもちまして質疑を終結いたします。

これより本件に対する採決を行います。

本件は、許可相当の意見を付して県知事宛て進達したいと思いますが、これにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○議長 ありがとうございます。

全員の挙手がございましたので、ご異議ないものと認めます。

よって、本件は許可相当の意見を付して県知事宛て進達することに決定いたしました。

◎議案第2号 令和7年田畑売買価格について

○議長 続きまして、議案第2号です。令和7年田畑売買価格についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 それでは、議案第2号 令和7年田畑売買価格についてご説明します。

この田畑売買価格については、毎年、埼玉県農業会議より農業統計の一環として調査依頼があるもので、実例の売買価格のほうから農業委員の皆さんの意見をお聞きした上で価格を決定し、報告をしているものです。

調査基準日については、毎年5月1日となっております。

まず、1番の耕作目的の売買価格、こちらは農地を農地として利用する、3条の許可申請に関わる所有権移転についての売買価格について表示ということになります。

昨年は、中田、中畑ともに、こちらの議案第2号の資料1ページ目にあるように、両方1,300円で報告をしたところですが、今年は1平米辺り、双方1,700円で報告を考えております。根拠としては、次ページ、裏面ですね、こちらのほうの資料をご覧ください。

今回、売買の全国の推移ですね、こちらについては全国区の令和6年の価格のほうで、中

田が1,044円、中畑が771円、関東の平均価格が下の段ですね。こちらが田が1,388円、畑が1,511円です。それに対して、長瀨町については、先ほどお示した価格、1,700円、こちらを3条の許可による売買の価格実績により算定をしました。

次に、下ですね、こちらは過年度、令和3年度から現在に至る令和6年度中にありました売買実績の19件の実績となります。このうち、17番目の価格と15番目の価格ですね、17番は平米価格が7,580円、15番の平米当たりの価格50円、こちらを最高と最低の価格として、こちらを統計より除いて計算を、平均値を出しました。この平均値を求めたところ、1,700円となりました。こちらが畑についてですね。それで、田についても、売買実例のほうが少ないので、こちらの畑と合わせて1,700円ということで計算を行い、農業会議のほうへ報告を考えております。

次に、前のページに戻っていただいて、次が2番目、転用目的の売買価格です。こちらが農地以外の目的での転用ですね。5条許可による転用による売買価格から出した価格になります。こちらについては、田畑以外に転用目的別ですね、住宅用と商業・工業、それぞれを分けて出しております。去年は、田、畑ともに1平米当たり、住宅用については4万5,300円、商業・工業については2万2,100円で報告をしております。こちらは1坪なので、3.3平米当たりの価格になります。

今年については、住宅用、こちらが田畑ともに5万800円、商業・工業用の土地については2万1,200円、こちらでご報告を考えております。根拠については、こちら資料の3ページ目をご確認ください。

こちらが、まず全国の売買価格の推移ですね。こちらは住宅用のみになるんですが、令和6年については、住宅用が3万9,591円、こちらが田になります。次に、畑については3万9,464円。これに対し、長瀨町については、まず住宅用の田畑について、どちらも先ほどお話しした同様の金額、5万800円。商業・工業については、田畑同様に2万1,200円となっております。

こちらの根拠について、こちらの下の方の売買実例の実績により平均値を求めた価格となっております。まず、住宅用については、9件の実例のうち、まず3番目の1坪当たりの単価11万3,800円、こちらを最高価格、1番目の1坪1万3,900円、こちらを最低価格として統計から除きました。その除いた件数で平均を取った価格が5万800円として、田・畑の転用の売買価格として農業会議への報告を考えております。

次に、一番下の段、商業・工業用ですね。こちらについても、取引事例7件のうち、こち

らの平均値を出しまして、平均2万1,200円、こちらを田・畑双方、件数のほうが少ないので、同様に2万1,200円という形で農業会議のほうに報告を考えております。

転用価格については、集計元の農業会議においても、取引価格に大きく影響を受け、サンプル数も変動が大きいと、長瀬町についても実例のほうが少ないため、年によって金額のほうの変動が大きくなってしまっている状況であります。そのため、今回提示した価格もあくまで参考ということになるんですが、こちらの価格で売買しなければいけないというわけではないので、皆様の意見のほうをよろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。

○9番齊藤喜久夫委員 1点だけよろしいですか。3条の長瀬町の売買の場合、令和3年から令和6年までの長い期間あるんですけども、逆に住宅用、5条のほうの関係は5年度と6年度、商業・工業は5年度、6年度というこの差というのは何なんですか。事例の数が少ない、3年度、4年度も3条のほうは入っているけれども、こっちの住宅用のほうには3年度、4年度とかを入れない理由も逆に言うとなんなんだろう。同じ年度で見るんじゃないんですかね。

○事務局 こちらのほうが、ごめんなさい、少し慣例でやっちゃっているところがあると思うんですけども、もともと3条の許可申請につきまして、下限面積要件が令和5年4月1日で撤廃されるまで極端に事例が少なく、年に2回だとか、令和3年、4年と見ていただくと年に2件程度しかなくて、それで過年を幾らか遡ってやっていたという慣例があって、その下限面積が撤廃された令和5年以降、少し件数が増えているので、齊藤委員のご指摘のとおり、5条と同じように、過年まで遡る必要が確かにはないよ……

○9番齊藤喜久夫委員 いわゆる現在値を出すんだったら、3年、4年まで遡る必要はないんじゃないかなと逆に思うんで、そういう意見なんですけれども、別にあくまで参考資料だから構わないんだけど、根拠的に聞かれた場合に、ちょっと言い訳ができるんじゃないかなと思っただけなんで。事例の絶対量が少ないというのが一番前提にあったのは分かるけれども。

○議長 これは毎年報告の意味もあるので、過去の統計する年数は同じにしておいたほうがいいな。2年間なら2年間、3年間なら3年間で決めちゃって。

○9番齊藤喜久夫委員 逆に変な勘繰りをすると、上げたい、下げたいという意図があるから

こういうふうになっているみたいな捉え方もされかねないんじゃないかなというふうに思うんで、別にあくまで参考だよとつっぱねればいいだけの話なんだけれども。

○議長 どちらにしても、機械的に平均値を出すだけの話だから、統計で拾う年数を2年にするか3年にするか決めておけばそれでいい。

○事務局長 じゃ、ちょっと数値はこちらで一任させていただいて。

○9番齊藤喜久夫委員 それは全然構わないけれども、そういう感じにちょっと見て。以降、一緒の、統一でやったほうが分かりやすいよという話ですよ。

○事務局長 たまたま最小値も最高値も動かないと思うんで、去年、6年が多かったんで、これは動かないんで、上だけ……

○事務局 4件を除いて計算を、そうですね。

○10番松本高正委員 もう一つだけいいですか。1ページ目の耕作放棄地売買価格の平米が1平米なんですよ。転用目的売買は3平米なんだけれども、その差、これは何ですか。

○事務局 そうなんですよ、毎年なんですけれども、農業会議のほうが、転用目的別になると、よく坪単価という話があるじゃないですか。そっち用の数値を坪で出したい。畑についてはよく平米単価を言われるので、その農業会議側の都合で。

○10番松本高正委員 誰に知らせたいかだよ。

○事務局 農業会議が統計を取っておきたいんですよ、県の実績として。

○10番松本高正委員 同じほうにしてもらいたいな。だって、3.3平米というと3倍になるわけでしょう。

○事務局 ちょっと数字上、分かりにくいんですよ。

○10番松本高正委員 そうすると、1,300円が3,900円になるわけですよ。

○事務局 見た目上、すごく混乱しやすいんですよ。

○10番松本高正委員 裏側の3年、4年を入れるのと入れないと、平米の1平米と3.3平米の違いというか。同じ売買目的なら平米は一緒のほうが分かりやすい。幾ら参考資料だとしても、参考資料だったら分かりやすい参考資料のほうがいいと思うと私は思いました。

○議長 意見として農業会議に言っておくのはいいと思うけれども、様式の話なんで。

○須賀 勤委員 毎年出してあげよう。国の土地価格が平米当たりなんだから、平米にしてと。3.3、農地とあれが別だというのはおかしいと。住宅は平米のほうが普通は通っているんだから。

○須賀 勤委員 農地のほうは反とか何とか、また言っている範囲でのところだけれども、

- 事務局長 平米だって変えさせられちゃうんでしょ。
- 事務局 まあそうなんだけれどもね。
- 議長 ただ、変えられないでしょう、勝手に変えられない。仕切りは向こうだから。
- 事務局 そうなんですよ。まあ意見は。
- 議長 こちらでデータとしてそれを持っておく分には構わない。提出するのはもう決まっちゃっているから。
- 事務局 そうですね。ただ、意見のほうは。
- 議長 意見として言うのはいいと思う。
- 須賀 勤委員 意見だけで、じゃ毎年でっかい字で
- 事務局 分かりづらいので。
- 議長 ほかにございますでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長 それでは、質疑はございませんので、以上をもちまして質疑を終結いたします。

これより本件に対する採決を行います。

本件は、原案どおりの価格に設定したいと思いますがということですが、ちょっと変わりますが、事務局に一任して、ご異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

- 議長 全員の挙手がございましたので、ご異議ないものと認めます。

よって、本件は原案どおりの価格に決定いたしました。

以上で議案の審議は終了いたしました。

◎その他

- 議長 次回の日程を。7月の日程ですが、25日金曜日、1時半からよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長 それでは、次回は7月25日金曜日、1時半からお願いいたします。

ほかに事務局から。

- 9番齊藤喜久夫委員 1ついいですか。

- 議長 はい、齊藤委員。

- 9番齊藤喜久夫委員 今、女性のと初めて知ったんですけども、女性もそうだけれども、我々に対するあれはないんですかね。あそこの羽生のやつとか、深谷で集めて分からない研

修会を開かれるんだったら、労力もバス代もかかるんで、もっと身近にね、例えば今、鈴木さんおっしゃったけれども、3条だ、4条だ、5条だというのが出るんだから、そういう基本的なことを、手前でやれと言われればそれまでだけれども、そういう勉強会等も我々に対してやっていただければもっとありがたいと私は思うんですけれども、時間が取れないと言われればそれまでです。

以上です。

○議長 それはおっしゃるとおりだと思いますので、郡市の協議会の中ではいろいろな意見が出ていますからその中でやるにしても、今齊藤さんが言った、もっと身近な問題というかね、日頃の会議の進め方等も含めて、この中で研修会をやってもよろしいのではないかなと思いますので、ちょっと事務局と相談しながら随時考えていければなと思います。講師は農林振興センターでいいと思いますので。

○9番齊藤喜久夫委員 そんな長い時間やらなくても、こういう会議があったときに、例えば10分、20分でもいいからちょっとやっていただければ、さっき鈴木さんおっしゃったように、ほかのところの事例が出てきたり、まあ三十何件はあれでしょうけれども、いずれにしろ身近な問題、毎月毎月分らないでさ一と行っちゃう場合が多いと思うんですよ、現実的に。だから、そういうことを、本当の基本中の基本でいいと思うんですけれども、教えていただければと思うんですけれども。

○議長 ちょっと事務局と相談して計画しましょう。私も気になるのが、昨年、基本法が変わって、農地法がかなりいじられています。恐らく転用面積等もかなりやりづらくなるのではないかなという懸念もあって、国と県がどこまで足かせをかけてくるか分からないけれども、食料の安全保障の中では農振の転用がやりにくくなるだろうなという。ただ、これがセンターの職員に聞いても、まだ具体的にどの辺まで足かせがかかるのか詳しく説明がなかったので、近い将来、やりづらくなるのではないかなという懸念もありますので、今後の動きも含めて、3条、4条、5条の理解をもっと深めていければなと思いますので、またちょっと事務局と相談してやってみます。

○6番鈴木智子委員 すみません、秩父の会議のほうで出た話で1つちょっと気になったのが、農地として受け付ける方で、農業をやりますよと言ったんですけれども、その後、見ていくと農業をやっていない場合も結構あるという話があるんですよ。その辺は、転用されてから1年ぐらいたってから確認ができるような仕組みみたいなものができないかどうかというお話もちょっと出ていましたので、その辺も参考に、何かこちらも考えられるのかなというふ

うに思いました。

○議長 当然見張るのも農業委員でして、ふだんの活動の中でちょこっと車を走らせる中でも、場所が分かって現地確認をされた方は実際農業をやっているかどうかというのを確認するのも我々の仕事なんですけれども、それをもうちょっと機械的にチェックするようなね、その議論も必要かもしれない。

○6番鈴木智子委員 お話で出ていたのは、申請が通った時点で、1年後にこのアンケートを必ず出してくださいねみたいなものを作って、受けた人が提出を必ずする、写真つきですとか、そういったお話もちょっと出ていました。

○議長 一番は、借りる側とか買う側……

○6番鈴木智子委員 そうですね、使う側ですよ。

○議長 そうそう、使う側の見極めが一番求められるんですけれども、どこまで申請段階でチェックできるかというの、やり方もいろいろ各市町村でもまちまちだと思いますね。そういうのも勉強していければという。ためになることを。

窓口で事務局の人が接するのが一番のうちのほうからのチェック機能なんですけれども、あとは直接現地へ行くときに、その申請者とお話しする機会、あとは地元の人であれば分かるんですよ、どういう人かというのね。よそから入ってきたときは、なかなか難しいですね。それが我々の仕事だと思いますので、そういうのも含めて、先ほどの研修と、ちょっと計画は練ってみたいと思います。

ほかに皆さんのほうからございますか。

○須賀 勤委員 今、パトロールの話も出たんですけれども、今年度も多分パトロールがあると思うんですけれども、地図が、前のは平成2年でしたっけ。

○事務局 令和2年ですね。

○須賀 勤委員 令和2年、そろそろ変わるような予定は。

○事務局 更新は、言ってしまうと今年度はなくて、地図が更新できない理由とすると、今まで地図の更新に関して県の補助金でやっていたんですけれども、そちらのほうもうばっさりつかなくなってしまったというところで、なかなか更新の作業ができていないんですね。

○須賀 勤委員 タブレットを使えという話か。

○事務局 要はそういうことなんです。ほかの町のほうも、そういうふうにつかなくなったのでどうしましたかという話はしたんですけれども、参考に、隣の町はつかなくてもいいからというので更新をかけたみたいなんです。あとは、町の財政部局との相談にはなってしまうんで

すけれども、さすがに確かに令和2年のものを5年も使うのかというご指摘にはなると思うので。

○須賀 勤委員 やっぱり5年たつと結構転用が入っちゃっているんで。これを転用したんでと手で消すのがちょこっと手間なので。消してあげないと、事務量がかなり、相当かかるよね。それこそバイトでもいいから。

○事務局 そうなんですよね。

○10番松本高正委員 結構かかるんでしょう。

○事務局 結構かかります。

○10番松本高正委員 結構ってどのくらいかかるの。

○事務局 前の予算を見た限り、50万以上かかっていた。

○10番松本高正委員 簡単じゃないね。

○事務局 簡単じゃないんですよ。それが補助がついていたときは、補助がつくんでと説明できるんですけども、そうなんですよ。

○議長 原本を作るのに時間がかかるよな。

○事務局 そうなんですよね。国としては、須賀さんおっしゃられたとおり、タブレットを使えという意味で全部つけなくなってしまったので。

○9番齊藤喜久夫委員 電波が通じないタブレットなんか意味はないんじゃないか。

○事務局 そうなんですよ。ちょっとそれは来年度。今年度はどうしてもつけられなかったものなので、来年度以降の話にはなってしまう。

○議長 頼りになるのは、皆さんが同じところを回っていると。それが唯一の。

○事務局 そうなんですよ、記憶でやってもらっているところはあるので。

○議長 ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 それでは、ないようですので、閉じさせていただきます。

◎閉 会

○事務局長 これをもちまして農業委員会総会を閉会とさせていただきます。

ありがとうございました。

(午後2時42分)

上記のとおり会議の顛末に相違ないことを証するため、下記のとおり署名する。

令和7年6月25日

議 長 宮 澤 史 明

署名委員 野 原 重 信

署名委員 島 田 暁